

一般社団法人日本獣医麻酔外科学会 出張旅費等支払規程

平成27年5月1日制定
改定履歴
令和7年6月23日

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本獣医麻酔外科学会（以下、「当法人」という。）が、当法人の役員及び臨時職員に対して支払う出張のための交通費及び宿泊費（これらの合計を「出張旅費等」という。以下同じ。）の支給に必要な事項を定め、会務の円滑な運営と会費の適正な支出を図ることを目的とする。

(支払いの対象)

第2条 この規定による出張旅費等の支払いの対象は、別表1のとおりとする。

(交通費)

第3条 当法人が支払う出張のための交通費は、別表2の通りとする。

(宿泊費)

第4条 当法人の支払う出張のための宿泊費は、別表3の通りとする。

2 宿泊費は、次の各号のいずれかに該当する場合に支給する。

- ① 当法人の業務のために宿泊が必要な場合。
- ② 当法人の業務とは別の業務で旅費等が支給されるが、当法人の業務のために延泊が必要な場合。
- ③ 当法人の業務の終了が午後6時を過ぎる場合。
- ④ 交通手段等の理由によりその日の内に出発地へ戻ることが不可能な場合。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成27年5月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表 1（第 2 条関係）

支払対象	例示
当法人の運営に関する会議	理事会 他
卒後教育事業	地区講習会、分野委員会主催の講習会 開催に伴う講師 他
専門医育成事業	試験問題開封、試験問題選定、専門医 試験実施に伴う試験監督 他
国際交流事業	アジア獣医外科学会への講師派遣時の 旅費 他
学術大会事業	講師、開催準備委員会 他
学術誌発行事業	編集委員会 他
当法人の目的を達成するために必要な 事業	広報委員会 他

別表 2（第 3 条関係）

1 空路

航空運賃は、勤務先（所属先）の最寄りの空港から目的地（用務先）の最寄りの空港までのエコノミークラスにおける正規航空運賃の 65%相当額を支給する。

2 陸路

① 勤務先（所属先）の最寄駅から目的地（用務先）までの交通費（1 の空路利用部分を除く。）に対して、公共交通機関を使用した場合の運賃を支給する。

② 特急料金など

新幹線、JR 在来線特急、私鉄特急などの利用が必要であると認められる場合には、特急料金、急行料金及び普通車指定席料金を支給する。

③ア 移動には可能な限り公共交通機関を利用するものとする。ただし、これが不可能な場合（目的地まで公共の交通機関が通じていない、公共交通機関では運べない物がある等）は、タクシー・レンタカー・自家用車等の利用も認める。その際のタクシー代・通行料等は、領収書を当法人に提出した場合に限り、実費精算する。

イ レンタカー代は、旅費等とは別に実費精算する。ただし、領収書の提出があった場合に限る。

別表 3（第 4 条関係）

宿泊費は、以下の区分に従い、一泊につき下記の範囲内で実費を支給するものとする。ただし、宿泊に係る実費（室料、サービス料、消費税を含む）について、領収書の提出をもって精算する。

- ① 首都圏（東京都および横浜市）、近畿地方（大阪府および京都市）における宿泊：一泊につき金 17,600 円を上限とする。
- ② 札幌市、仙台市、名古屋市、福岡市、広島市における宿泊：一泊につき金 15,400 円を上限とする。
- ③ 上記以外の地域における宿泊：一泊につき金 13,100 円を上限とする。